

議案第17号

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例について

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

自然保護に関する業務をまち整備部に集約し、自然環境の保護や保全に向けた取組を効率的かつ効果的に実施するため、この案を提出するものである。

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例

米原市事務分掌条例（平成 17 年米原市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号ケ中「および自然保護」を削り、同条第 5 号中

「 コ 農業、林業および水産業の振興に関すること。」を

「 コ 農業、林業および水産業の振興に関すること。

サ 自然保護に関すること。 」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

米原市事務分掌条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市民部</p> <p>ア 市税に関すること。</p> <p>イ 国民健康保険および国民年金に関すること。</p> <p>ウ 後期高齢者医療制度および福祉医療に関すること。</p> <p>エ 戸籍および住民基本台帳に関すること。</p> <p>オ 地域振興に関すること。</p> <p>カ 市民協働の推進に関すること。</p> <p>キ 市民自治組織その他市民活動団体の育成および支援に関すること。</p> <p>ク 地域公共交通に関すること。</p> <p>ケ 環境保全に関すること。</p> <p>コ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成17年米原市条例第199号)に規定する支所および市民自治センターに関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) まち整備部</p> <p>ア 道路、橋りょうおよび河川に関すること。</p> <p>イ 住宅および建築に関すること。</p> <p>ウ 都市計画に関すること。</p> <p>エ 上水道および簡易水道に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市民部</p> <p>ア 市税に関すること。</p> <p>イ 国民健康保険および国民年金に関すること。</p> <p>ウ 後期高齢者医療制度および福祉医療に関すること。</p> <p>エ 戸籍および住民基本台帳に関すること。</p> <p>オ 地域振興に関すること。</p> <p>カ 市民協働の推進に関すること。</p> <p>キ 市民自治組織その他市民活動団体の育成および支援に関すること。</p> <p>ク 地域公共交通に関すること。</p> <p>ケ 環境保全および<u>自然保護</u>に関すること。</p> <p>コ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成17年米原市条例第199号)に規定する支所および市民自治センターに関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) まち整備部</p> <p>ア 道路、橋りょうおよび河川に関すること。</p> <p>イ 住宅および建築に関すること。</p> <p>ウ 都市計画に関すること。</p> <p>エ 上水道および簡易水道に関すること。</p>	<p>・自然保護を削除(まち整備部に移動)</p>

<p>オ 下水道に関すること。</p> <p>カ 地域経済および観光の振興に関すること。</p> <p>キ 商業および工業の振興に関すること。</p> <p>ク 労政に関すること。</p> <p>ケ 企業誘致に関すること。</p> <p><u>コ 農業、林業および水産業の振興に関すること。</u></p> <p><u>サ 自然保護に関すること。</u></p>	<p>オ 下水道に関すること。</p> <p>カ 地域経済および観光の振興に関すること。</p> <p>キ 商業および工業の振興に関すること。</p> <p>ク 労政に関すること。</p> <p>ケ 企業誘致に関すること。</p> <p><u>コ 農業、林業および水産業の振興に関すること。</u></p>	<p>・自然保護を追加(市民部から移動)</p>
---	---	--------------------------